

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年12月28日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成25年1月18日から同年2月7日まで縦覧に供する。

平成25年1月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市塩江町土地改良区	農業体質強化基盤整備促進事業 (かんがい排水事業) 塩江地区河北線	高松市創造都市推進 局産業経済部土地改 良課
〃	農業体質強化基盤整備促進事業 (かんがい排水事業) 塩江地区椀川上井線	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 合具地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 引土池地区	〃
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 長田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道事業) 上岩破地区	〃
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 立満東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 立満東樋門地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 金光池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) みの谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 上亀尻地区	〃
高松市西植田土地改良区	香川用水非受益地域用水確保事業 (かんがい排水事業) 大森地区	〃
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 北新開地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 善海地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 行寺池南地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 中坪地区	〃

高松市前田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 高田西地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東本村地区	”
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 社地区	”
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 松尾池導水路地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 高野分水放流工地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 石ヶ鼻放流工地区	”
”	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 神内上池地区	”